

11/26 五郎

# 佐川氏への賠償請求棄却

## 森友文書改ざん 赤木雅子さん控訴へ

### 大阪地裁判決

財務省近畿財務局職員だった赤木俊夫さんは、当時(54)リガ森友学園問題に関し決裁文書の改ざんを強制され、うつ病を発症し自ら命を絶ったとして、赤木さんの妻雅子さんが佐川真寿・元財務省理財局長に1650万

円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁(中尾彰裁判長)は25日、「公務員個人は損害賠償責任を負わない」として請求を棄却しました。

も、誰も責任を取らず、真相も明らかにならないという前例になる」と判決を批判。雅子さんは「改ざんが故意によるものだとして「訴訟する」と表明しました。

大阪市内で会見した雅子さんの代理人の生越照幸弁護士は「佐川氏のような権限を持つ公務員と内閣・与党が組んで問題を起こして

最高裁判例を踏襲。佐川氏の賠償責任を否定しました。

佐川氏が問題行為の全般について責任を免れない」とする財務省の報告をなぞったものの、「損害賠償制度は、損害を金銭的に補てんは国にも一億円あまり

する」とが目的であり、抑止を目的とするものではない」と述べました。

この訴訟で雅子さんは、一方的に訴訟を終結させました。

する」とが目的であるの賠償を求めていましたが、國は昨年12月、原告の訴えをすべて認めた。「認諾」手続きをとつ、一方的に訴訟を終結させました。